

「飛び出せ！文化の森」ユニバーサル・ミュージアム推進事業

機器類 一式（賃貸借）

仕様書

目 次

I 総 論	1
第1章 総則	1
1. 1 適用範囲	1
1. 2 用語の定義	1
1. 3 設置場所	1
1. 4 納入期日	1
1. 5 契約の範囲	1
1. 6 契約条件	1
1. 7 その他	1
第2章 共通仕様	2
2. 1 共通仕様適用範囲	2
2. 2 関連業務の調整	2
2. 3 特許に関する事項	2
2. 4 輸送に関する事項	2
2. 5 機密の保持	2
2. 6 保証期間	2
2. 7 保管	2
2. 8 疑義	2
2. 9 残材の処分	2
2. 10 検査	2
2. 11 その他	3
3章 調達サイネージ等・サイネージプレーヤー	3
3. 1 調達サイネージ等・サイネージプレーヤー	3
3. 2 端末機器仕様	4

I 総 論

第1章 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、「飛び出せ！文化の森」ユニバーサル・ミュージアム推進事業機器類」の借りに適用する。

1. 2 用語の定義

本仕様書において「監督職員」とは、徳島県（以下「甲」という。）が指名する職員とする。

1. 3 設置場所

借り上げ機器は、徳島県文化の森総合公園に設置すること。但し、必要に応じて、設置場所等を変更する。
なお、所在地等は次のとおりである。

名称：徳島県文化の森総合公園

所在地：徳島市八万町向寺山

1. 4 納入期日

契約締結日から令和7年10月10日までとする。

1. 5 契約の範囲

（1）本契約は、賃貸借契約とする。

（2）契約の範囲は、契約書及び本仕様書に基づく機器の搬入とする。

1. 6 契約条件

（1）調達機器等は賃貸借契約とし、契約期間は次のとおりとする。

① 機器等賃貸借

令和7年11月1日から令和8年3月31日まで。

（2）調達機器等の引き渡し費用及び借入期間満了又は契約解除による引取費用については、契約者（以下「乙」という。）の負担とする。

（3）機器等の引き渡し前に生じた損害は、乙の負担とする。

1. 7 その他

（1）ハードウェア機種バージョンは、原則としてメーカー等から提供されている製品のうち、応札時点において最新の機種・バージョンのものを選択すること。

（2）ハードウェアの調達品目において、本仕様書に掲載されていない場合でも、導入する製品の前提となるものがある場合には、その前提製品を含んだ構成とすること。

（3）すべてのハードウェアにマニュアル（操作説明書）が添付されており、製品のマニュアルは日本語で記述されていること。なお、重複するマニュアル類は3部用意するだけで構わないものとする。

第2章 共通仕様

2. 1 共通仕様適用範囲

本章は、設置機器に関する事項すべてについて適用する。

2. 2 関連業務の調整

文化の森総合公園内での作業については、事前に監督職員と打合せを行い、監督職員の指示に従って実施すること。

2. 3 特許に関する事項

機器調達に際し、特許及び実用新案等の権利の侵害に起因する又は関連する異議、請求、損害賠償及びその他の事項について、その解決に関する一切の責任及び費用は、乙の責任により行うこととする。なお、甲に権利を譲渡した後においても同様とする。

2. 4 輸送に関する事項

乙は、導入する機器類を運搬する場合、変形破損を生じることがないように配慮するとともに、運搬等において、一般公共物・住民等への損害を与えないように努めなければならない。

万一損害を与えた場合、乙の負担において速やかに適切な処置を取り、解決するものとする。

2. 5 機密の保持

乙は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2. 6 保証期間

- (1) 契約期間中は、周辺機器も含め受注者（又は納入者）を窓口とする出張修理又は引取修理を無償で行うこと。なお、パーツ・技術料等についても無償であること。

2. 7 保管

業務に関連する資料等の書類は乙において保管し、その責任を負うものである。

2. 8 疑義

この契約について、疑義の生じた事項及び本仕様書に定めない事項については、すべて監督職員の指示するところによるものとする。

2. 9 残材の処分

残材は、乙の責任により処分すること。

2. 10 検査

- (1) 甲は、導入完了後別途定める検査員により検査を行う。
- (2) 検査の結果、不相当と認められたときは、甲の指示に従い、乙の負担により無償でその不具合に対して適切に対応しなければならない。

2. 1 1 その他

- (1) 全て正常に稼働する状態で納入すること
- (2) 本調達の納入者は、本調達を実施するに当たり、発注者と十分な調整を行うこと
- (3) 本調達の実施に当たっては、関係法令を遵守すること
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、決定すること

3 章 調達サイネージ等・サイネージプレーヤー

3. 1 調達サイネージ等・サイネージプレーヤー

項番	品 名	数量（台）
(1)	自立式デジタルサイネージ用液晶ディスプレイ	3
(2)	自立式デジタルサイネージ用液晶ディスプレイ（サブ）	1
(3)	サイネージプレーヤー	3

3. 2 端末機器仕様

(1) 自立式デジタルサイネージ用液晶ディスプレイ

① ハードウェア仕様

以下のスペック相当以上とする

画面サイズ (V 型)	85 インチ以上であること
画素数 (水平×垂直)	3,840×2,160 (4K) 以上であること
輝 度 (cd/m2)	450 カンデラ以上であること
ヘイズ値	25%以上～60%以内 ※保護フィルム等に対応可
視野角 (左右/上下)	178/178 度以上であること
縦置き設置	対応していること
スタンド	ロック機能付きのキャスター式で、高さ調整可能なディスプレイスタンドを付属すること
バックライト	直下型 LED であること
スピーカー	10W 以上のスピーカーを 2 個以上搭載していること
入力端子	HDMI 端子×1 個以上、USB 端子×1 個以上、LAN 端子×1 個以上、ヘッドホン出力端子×1 個以上、それぞれ搭載していること
質量	55kg 以下であること (本体のみ)
付属品	リモコン、リモコン用電池 (必要数)、電源コードを付属すること
その他	HDMI ケーブル (プレミアムハイスピード以上) 3m : 1 本/台を含むこと

(2) 自立式デジタルサイネージ用液晶ディスプレイ (サブ)

① ハードウェア仕様

以下のスペック相当以上とする

画面サイズ (V 型)	55 インチ以上であること
画素数 (水平×垂直)	3,840×2,160 (4K) 以上であること
輝 度 (cd/m2)	350 カンデラ以上であること
ヘイズ値	25%以上～60%以内 ※保護フィルム等で対応可
視野角 (左右/上下)	178/178 度以上であること
スタンド	ロック機能付きのキャスター式で、高さ調整可能なディスプレイスタンドを付属すること
バックライト	直下型 LED であること
スピーカー	10W 以上のスピーカーを 2 個以上搭載していること
入力端子	HDMI 端子×1 個以上、USB 端子×1 個以上、LAN 端子×1 個以上、ヘッドホン出力端子×1 個以上、それぞれ搭載していること
質量	25kg 以下であること (本体のみ)
付属品	リモコン、リモコン用電池 (必要数)、電源コードを付属すること
その他	HDMI ケーブル (プレミアムハイスピード以上) 3m : 1 本/台を含むこと

(3) サイネージプレイヤー

① ハードウェア仕様

以下のスペック相当以上とする。

対応画像フォーマット	BMP, JPEG, PNG に対応すること
対応ビデオフォーマット	H. 265/HEVC, H. 264/AVC, VP9, MPEG 4 part 2 に対応すること
対応オーディオフォーマット	AAC, MP3, WAV, AC3, に対応すること
その他のメディアフォーマット	HTML に対応すること
ネットワーク配信	WiFi 及び有線 LAN に対応すること
入力端子	HDMI 端子×1 個以上、USB 端子×1 個以上、LAN 端子×1 個以上、それぞれ搭載していること。コンテンツの切り替え等が行うことができる押しボタン（8 つ以上）の操作機×1 系統以上
出力端子	HDMI 端子×2 個以上
配信ソフトウェア	プレゼンテーションやスケジュール機能、ゾーン分割やインタラクティブ機能などを有するソフトウェアを付属すること
動作温度(℃)	0 度以下～50 度以上対応していること
本体サイズ(mm)	W250×D200×H20mm 以下であること
質量	1.5kg 以下であること
付属品	電源コードを付属すること

以上